

九州電力は、特定重大事故等対処施設のない川内原発を即時停止するよう求めます

九州電力代表取締役社長 瓜生道明様

私たちは、福島第一原発事故を受け、2011年5月、原発に反対する全国の自治体議員が、原発立地の自治体議員と結び、原発のない社会を築き上げるために立ち上げた団体です。

毎年、福島第一原発事故で被害を受けた自治体議員と連携し、福島を忘れないシンポジウムと被害自治体の現状を視察してきました。今年も7月13日、14日にシンポジウムを開催、翌日現地を視察して、依然として人が住めない現状と、帰還が勧められても、若い世代は帰れず、一部高齢者のみで地域が成り立たない現状を確認できました。2度と原発事故を起こしてはならないと改めて誓ったところです。

原子力規制委員会は6月12日の定例会合で、原発の「特定重大事故等対処施設（特重施設）」が設置期限までに完成しない場合、期限の約1週間前までに原発の運転停止命令を電力会社に出すことを決めました。「特定重大事故等対処施設」は、福島第一原発事故を教訓に、意図的な航空機衝突なども含む重大事故が起きた際にも、原子炉の冷却を続けるための設備で、新規制基準で義務付けられたものです。

その後原子力規制委員会は、特重施設の工事が進まない電力会社の意向を受け入れ、原発の工事計画を認可した日から5年以内の完成へと期限を延長してきました。しかし、2020年のオリンピックに向けてテロ対策を強化しなければならない政府の意向に沿い、来年3月から次々と期限が切れる原発に、これ以上の延長は認められなくなりました。福島第一原発事故を繰り返さないためには、規制委員会が特重施設の設置期限を5年間延長したこと自体が誤りでした。

九州電力は、特重施設の建設を突貫工事で急いでいますが、来年3月の期限までに間に合わせることは不可能です。巨大な地震や津波、火山の爆発などはいつ起こるか予想はできず、原発の事故は待つてはくれません。九州電力は、安全対策を万全にするために、特重施設の完成まで、川内原発を即時停止するよう求めます。

2019年8月21日

反原発自治体議員市民連盟 事務局次長 けしば誠一

東京都杉並区高井戸東3-36-14-301 電話&fax03-5936-0311

問合せ090-5497-4222